

岩手県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年2月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 菊池 武利
岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員	
岩手県宮古児童相談所	平成21年12月16日	千葉 康一郎	菊池 武利
岩手県立宮古高等看護学院	平成21年12月17日	〃	〃
岩手県立宮古高等技術専門校	〃	〃	〃
岩手県立大船渡職業能力開発センター	平成21年12月14日	菊池 武利	
岩手県中央家畜保健衛生所	平成21年12月16日	樋下 正信	谷地 信子
岩手県農業研究センター畜産研究所	〃	〃	〃
岩手県内水面水産技術センター	〃	〃	〃
宮古教育事務所	平成21年12月17日	千葉 康一郎	菊池 武利
岩手県立盛岡農業高等学校	平成21年12月16日	樋下 正信	谷地 信子
岩手県立平舘高等学校	〃	〃	〃
岩手県立住田高等学校	平成21年12月14日	菊池 武利	
岩手県立宮古高等学校	〃	〃	〃
岩手県立宮古北高等学校	〃	〃	〃
岩手県立宮古工業高等学校	平成21年12月16日	千葉 康一郎	菊池 武利
岩手県立宮古水産高等学校	〃	〃	〃
岩手県立岩泉高等学校	平成21年12月14日	菊池 武利	
岩手県立宮古恵風支援学校	平成21年12月17日	千葉 康一郎	菊池 武利

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 岩手県宮古児童相談所 暖房用ボイラーの保守点検整備業務委託に当たり、制御基盤不良のため使用できない機器を含めて委託契約を締結していたため委託料が過大に支出されているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県立宮古高等看護学院 看護師養成指導手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、145,523円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 岩手県立宮古工業高等学校
 - ア 授業料の減免に当たり、減免手続きが著しく遅れて処理しているものが1件、57,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 全日制高等学校入学料の収納に当たり、納付書にはり付けられた収入証紙に消印がないものが89件、502,850円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - ウ 職員公舎敷地に係る不動産賃貸借契約に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、894,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。